

令和7年4月23日

盛土規制法の規制開始について

千葉県知事 熊谷 俊人

静岡県熱海市で発生した土石流災害を踏まえ、令和4年に改正された宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）は、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するものであり、九都県市においても多くの自治体で令和7年度中には規制が開始される。

法の適正な運用が求められる中、盛土等に伴う土の移動が都県市を跨いでなされることも見受けられ、また、当該都県市外に在住する土地所有者も含め盛土等を安全に保つ責務が規定されたことから、当該都県市外にも当該都県市の制度を広く周知していく必要がある。

さらに、規制開始後間がなく、事例の積み上げがないことから、各都県市が個別に課題に対応することが難しい状況にある。

このため、法の周知や運用上の課題等については、九都県市が連携して対応することが効果的であると考えます。

については、このような状況を踏まえ、下記の事項に共同して取り組むことを提案する。

（取組の例）

- 法の周知徹底等
 - ・ 各都県市の規制内容をはじめとする制度を広く周知するため、効果的なPR方法の検討・実施
- 法の運用上の事例等の共有及び課題の研究
 - ・ 不法盛土への対応やDXの活用等の事例の共有・研究
 - ・ 手続面や技術面における課題等の共有・研究